みんぱくリポジトリ 国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

Acquiring Land Rights through Marriage Practice : A Case Study of Solomon Islander Communities on western Viti Levu, Republic of the Fiji Islands

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2012-04-10
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 丹羽, 典生
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003878

婚姻実践を通じた土地所有権・用益権の獲得 — フィジー諸島共和国ヴィティレヴ島西部の ソロモン諸島民集落の事例を中心に —

丹羽典生*

Acquiring Land Rights through Marriage Practice: A Case Study of Solomon Islander Communities on western Viti Levu, Republic of the Fiji Islands

Norio Niwa

本稿は、移住先において不安定な土地所有の状況におかれる移民集団が、いかに土地所有権・土地用益権を獲得しているのか、その実践を明らかにすることを目的とする。事例として、フィジーのヴィティレヴ島におけるソロモン諸島からの移民及び彼らの子孫たちが、事実上先住系フィジー人の独占的所有物となっているフィジーの土地に、いかにアクセスしているのかを民族誌的データをもとに考察する。具体的には、本稿では、分析を通じて、ソロモン諸島民と婚姻実践が土地へのアクセスの要となっていること、そして、婚姻実践は、婚出型と系譜書登録型に分類できることを明らかにする。同時に、そうした婚姻実践のもつ限界についても議論する。

In this paper, I would like to shed some light on how minority groups can gain access to land that is exclusively owned by indigenous peoples. Through a case study of the immigrant communities of Solomon Islanders on Viti Levu, Fiji, I unpack the fact that 1) the important factor is their marriage practice which consciously or unconsciously favors marriage with indigenous Fijians and 2) their practice can be divided into two categories such as a type of marriage out to Fijian community, and a type of enrollment as members of Native Land Register (*iVola ni Kawabula*).

Key Words: minority group, land rights, marriage practice, Fiji, Solomon Islands キーワード: 少数民族、土地所有権、婚姻実践、フィジー、ソロモン諸島

^{*}国立民族学博物館研究戦略センター

1 はじめに

- 1.1 問題提起 --- フィジーにおけるソロ モン諸島移民
- 1.2 ソロモン諸島民に関する先行研究
- 2 フィジーにおける土地所有制度と系譜書
 - 2.1 フィジーにおける土地所有制度
 - 2.2 「フィジー人」であることの定義---ネイティヴ・ランドに対する土地所 有権
- 3 ソロモン諸島民による土地へのアクセ ス──ラウトカ近郊のS集落、N集落の 5 最後に

- 3.1 ラウトカ近郊のソロモン諸島民集落 ----S 集落と N 集落
- 3.2 土地アクセスへの方法
- 4 婚姻実践を通じた土地へのアクセスと その限界
 - 4.1 ソロモン諸島民からみたフィジーの 土地制度
 - 4.2 婚姻実践とその分類――婚出型と系 譜書登録型
 - 4.3 系譜書登録型の限界

1 はじめに

1.1 問題提起——フィジーにおけるソロモン諸島移民

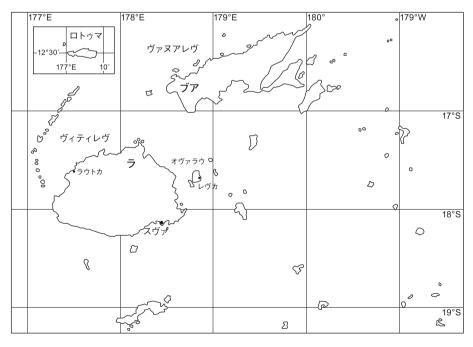
本稿は、移住先において不安定な土地所有の状況におかれる移民集団が、いかに土 地所有権・土地用益権を獲得しているのか、その実践を明らかにすることを目的とす る。具体的には、フィジー諸島共和国におけるソロモン諸島からの移民及び彼らの子 孫たちが、事実上先住系フィジー人の独占的所有物となっているフィジーの土地に、 少数民族としていかにアクセスしているのかを民族誌的データをもとに考察してい < 。

議論に先立ち、フィジーにおけるソロモン諸島民とその位置づけを提示する。フィ ジーはオセアニアにおける多民族国家で、総人口約 80 万人のうちおよそ半数を先住 系フィジー人(以下、フィジー人は先住系を指す)、4割弱を移民の末裔であるイン ド人が占めている。こうした人口構成は、フィジーにおいて民族対立に基づく政治的 混乱を招き寄せる原因のひとつとなっている(丹羽2005)。この2大民族以外の少数 民族として、ロトゥマ人 (Rotuman)1)、ヨーロッパ人、パート・ヨーロピアン (Part-European)²⁾ 華人などが、フィジーにおける民族として認知されており、彼らは人口 の8.4 パーセントを構成している。ソロモン諸島民もこうした少数民族のなかのひと つである(丹羽 2010)。

丹羽 婚姻実践を通じた土地所有権・用益権の獲得

フィジーにおいては、フィジー人と少数民族のうちのロトゥマ人が先住民に該当している。英国植民地統治の結果、ロトゥマ島はフィジー領の一部となっているが、ロトゥマ人はロトゥマ島の土地を共同所有する先住民としての特権的位置を保証されているのである。本稿では、フィジー本島の土地所有の問題を考察することを目的としているため、以下で先住民とは、フィジー人に限定して用いる。

ソロモン諸島(Solomon Islands)は、フィジーからみてヴァヌアツ(Vanuatu)をはさんでさらに西側に位置するメラネシアの島嶼国家である。歴史的には、フィジーのソロモン諸島民は、インド人契約労働者に先行して、1864年から1911年にかけて、ヨーロッパ人入植者によってやはり労働力として導入された人々である。インド人がサトウキビ・プランテーションでの労働者であったのに対して、ソロモン諸島民の多くは綿花やココヤシのプランテーションで雇用されていた(Halapua 2001: 27)。現在では、ソロモン諸島民の人口は1万人に及び、その多くが旧都レヴカ(Levuka)、現首都スヴァ(Suva)など都市部近郊を中心に生活している。総数40ほどとされるソロモン諸島民集落3のうち15が都市部にある(Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003: 22)。ソロモン諸島民集落が都市部に集中している理由は、ソロモン諸島民の多くがプラン



地図1 フィジー諸島共和国 (Thomson 1999) より作成

テーションとの労働契約の終了後フィジー各地に散在したものの、次第に都市部の雑業の担い手へと追いやられた歴史的経緯と関連している(Halapua 2001: 39-40)。

フィジーにおけるソロモン諸島民の特徴としてまずあげられるのは、フィジー人文化への著しい同化である。彼ら独自の言語や儀礼的慣習はほぼ残されておらず、それらの多くはフィジー人との差異が認めがたい状態になっていることが、先行研究者によって観察されている(Halapua 2001; Prasad, Dakuvula and Snell 2001; 丹羽 2004)。こうした同化現象の要因のひとつには、ソロモン諸島移民がフィジー人と高い割合で通婚したという事実がある。移民の規模自体が限られていたうえに、フィジーへ来島したソロモン諸島民のほとんどが男性で構成されていた。また、フィジー各地に散在するプランテーションで雇用されていた彼らは、同郷者と知り合う機会も限定されていたため、ソロモン諸島民同士の婚姻も必然的に限られたものであったことなどが背景要因としてあろう。そうした状況におかれるなか、また同じ太平洋諸島民としての文化的類縁性の高さなども幾ばくかの影響があり(cf. Prasad, Dakuvula and Snell 2001: 7-8)、後述するように、ソロモン諸島移民は、次第に近隣で生活するフィジー人女性を婚姻相手に選んでいくこととなった4)。

ソロモン諸島民の同化の程度の著しさは、フィジーにおける他の少数民族と比べても際だった特徴であり(cf. 丹羽 2010)、植民地時代はもとより独立以降の政府もこの事実を認知していた。フィジーの選挙制度におけるソロモン諸島民の位置づけの変遷は、この点を裏書きしている。1970年の独立以降の選挙制度において、国民は、フィジー人、インド人及びその他(Others)の3種類に分類され、投票権・被投票権を付与されていたが、1990年に憲法が改訂されるまで、ソロモン諸島民はフィジー人の範疇に含まれてさえいたのである(Prasad, Dakuvula and Snell 2001: 7–8; 丹羽 2010: 296)50。

わずかながら残されているソロモン諸島民独自の特徴としては、彼らの宗教的属性と経済的地位があげられる。前者については、メソディズム(74.2 パーセント)とカトリック(13.8 パーセント)とその他のキリスト教諸派と合わせた約 99.5 パーセントのフィジー人がキリスト教徒で、インド人がヒンドゥー教徒(77.6 パーセント)とムスリム(15.9 パーセント)で構成されるなかで(Government of Fiji 1989: 17)、多くのソロモン諸島民はキリスト教でも少数派の英国国教会に属していることで知られている。後者についていうと、一般的にソロモン諸島民は、他の民族と比べ経済的に貧しく、貧困層に属する人々がとくに多いとされている。ある研究によると、ソロモン諸島民全体の6割が貧困層に相当し、高等教育の機会に与っている人も少なく

(Prasad, Dakuvula and Snell 2001: 7–8), 少数民族のなかでもっとも貧しい人々であるとまで報告されている (Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003: 22; cf. Kumar, Terubea, Nomae and Manepora'a 2006)。

1.2 ソロモン諸島民に関する先行研究

植民地期のソロモン諸島は移民の供給地であり、オセアニア各地に移民を輩出した国として知られている。ソロモン諸島からの移民に関する研究は、非常に盛んである(cf. Munro 1994/5: 105)。ことに、太平洋諸島地域の歴史学や人類学においてはひとつのジャンルを形成しているほどで、新たな研究視角を生み出す場ともなってきた。たとえば、かつての労働交易史においては、メラネシアの労働移民は「ブラックバーディング(blackbirding)」と呼ばれる人質にも似た手法で徴用されたと考えられていたが、その後太平洋諸島民が移民交易のなかで果たした主体的役割などが積極的に評価されるようになった。後者のようないわゆる修正主義的研究は、それまで西洋の帝国史の一部としてあったオセアニアの歴史研究に転換をもたらし、1960年代から1970年代にかけて太平洋諸島民の視点を重視した歴史研究の潮流を生み出すにあたって、重要な参照点となった(cf. Moore 1992: 145–146)。

豊穣な太平洋史のなかにおけるソロモン諸島移民研究と比したとき、フィジーにおけるソロモン諸島民についての研究は質量ともに非常に限られている。自身ソロモン諸島移民の子孫であるアンドル・クヴァ(Aduru Kuva)によって、ソロモン諸島民がフィジーへ移住した歴史的経緯に関する先駆的な研究が残されているものの(Kuva 1971)、その後しばらく研究は途絶えていた。1992年に歴史家クライブ・ムーア(Clive Moore)の論考が発表されるが、議論の焦点は太平洋交易史に関する比較研究とその歴史叙述上の問題にあり、フィジーのソロモン諸島民については若干言及されるに留まっている(Moore 1992: 129–148)。クヴァの研究から 30 年後の 2001年に英国国教会の神父でもあるウィンストン・ハラプア(Winston Halapua)によって久方ぶりの研究が上梓されたが、「周辺で生きる(Living on the Fringe)」というタイトルが示唆するように、ソロモン諸島民の貧困問題に主たる焦点が当てられていた。

ソロモン諸島民にとって貧困とそれと表裏一体になっている土地へのアクセスはもっとも切実かつ喫緊の問題である(Kumar, Terubea, Nomae and Manepora'a 2006: 126)。 実際のところ,この点がソロモン諸島民に関する研究報告書で中心的話題となっており,ソロモン諸島民自身も,自分たちがおかれた厳しい経済的な状況を軽視する歴代政権に対する不満を訴え,経済的地位の向上のために土地所有権・用益権を要求して いる。たとえば、フィジー・メラネシア人コミュニティ開発協会(Fiji Melanesian Community Development Association) $^{6)}$ と並びスヴァのメラネシア人コミュニティが提出した政府に対する答申書 $^{7)}$ で、最初に掲げられた要求は、「われわれの切なる希望は…どのような土地であれわれわれのコミュニティが現在住んでいる土地が、関連当局からの長期的な権原が発行され、われわれのものとして認知されること」であった。土地問題は国会におけるメラネシア人としての議席配分の要求より重視されているのである(Fiji Melanesian Community of Suva 1995)。ソロモン諸島民の土地問題は、彼らがフィジーに到着して以降の懸案であったが(Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003)、1987年5月のクーデタ以降20年以上にわたり、1987年9月、2000年5月、2006年12月の4度のクーデタを繰り返すなど政治的安定性に問題を抱えるフィジーという国家におかれるなかで、悪化することはあれ改善してはいない $^{8)}$ 。政府に等閑視されている彼らの位置づけに変化はないのである。

また、ソロモン諸島民の集落はフィジーの各地に散在している一方で、先行研究は、地域的な偏りがみられ、レヴカ (e.g. Tapu 1987) やマタタ (Matata) (Halapua 1987) などの集落に関する一部の研究を除けば、首都近郊ことにワイロク (Wailoku) に集中している⁹⁾ (e.g. Kuva 1971; Halapua 2001; 関根 2002)。つまり、ソロモン諸島民がフィジーの地へと移住して以降の状況や、具体的にどのような方法で生活の地をみつけたのかなどについては、十分に記録され、議論されているとは言い難い。

そうした貧困状態のなか生活の地を求める現実的方策のひとつが、フィジー人と密な関係を構築してフィジー人が寡占する土地へアクセスすることなのである。ソロモン諸島民のオピニオン・リーダーのひとりであるウィンストン・ハラプアは、ソロモン諸島民をエンパワーメントする方策として、特定のソロモン諸島民集落に留まるのではなく、集落をフィジーの社会に対してより開いていく必要性を述べている(Halapua 2001: 128)。ハラプア自身はトンガ人であるが、ソロモン諸島民と歴史的にも関係の深い英国国教会の大主教という地位にあるため、その発言が重視されている人物の一人である。彼は、さらに、フィジー人とソロモン諸島民の通婚について言及したくだりにおいては、「(ソロモン諸島民男性と婚姻関係にある)フィジー人女性は…子供たちが彼女たちのマタンガリ(mataqali)に登録され、かつマタンガリと十分に接触するように奨励されなければならない。そうすることで、…マタンガリのメンバーとなることで得られる特権、特に土地へとアクセスする権利を享受することになるであろう」とまで語っている(Halapua 2001: 120)。マタンガリとは、大略リネージに相当する社会的単位であり、フィジー人にとっての共同的土地所有の単位でもあ

る。ハラプアは、どのような方策で土地へのアクセスを果たすのか具体的な点についてあまり言及していない。だが少なくともフィジー人のマタンガリのメンバーになることが土地へアクセスするうえで利点となることは明らかであり、先の文中で「彼女たちのマタンガリ」と発言していることは注目に値する。というのもフィジー人にとってマタンガリへの登録は通常父系でなされるが、彼はここで母方を通じた登録を、ソロモン諸島民の地位向上のための戦略として提示している節があるのである(詳細は後出)。ただし以下で考察していくように、実際にはうまく機能していない側面もある。

本稿では、以上の先行研究を鑑みて、ソロモン諸島民の土地所有権・用益権との関係を分析し、安定した土地を求めるなか生み出された実践を考察すると同時にその限界点を示す。ハラプアが明示的に提唱する戦略は、実はこれまでソロモン諸島民が日々の生活のなかで意識的、無意識的に積み重ねてきた実践の総体として生み出されたものでもある。本稿では、民族誌的な調査を通じて得られたデータをもとに、彼が提言しているような、フィジー人のマタンガリのメンバーになるためにおこなっているソロモン諸島民の実践の具体的様態を記述・分析していきたい。

フィジーの土地問題については、先住民と土地所有権の問題とも関わっているため、さまざまな見地からの研究がなされてきているが(e.g. France 1969; Kamikamica 1997; Overton 1989; Ward and Kingdon 1995)、文字資料がないこと、フィジー人とインド人という二大民族の狭間におかれ軽視されていたことなどから、ソロモン諸島民の視点からの研究はない。本稿では、先行研究での不備を補い、ソロモン諸島民が土地所有との関わりから生み出された実践について人類学的調査を通じた民族誌データから考察するものである。

具体的事例としては、筆者が現地調査を行ったフィジーのヴィティレヴ(Viti Levu)島西部に位置するラウトカ(Lautoka)近郊のS集落とN集落を取り上げる。本稿が依拠するデータは、2000年から 2002年にかけて、これらの集落を中心に行われた調査に基づいている。調査地の選定は、先行研究の地域的偏りにも配慮したものである。

次章ではフィジーにおける土地所有制度とフィジー人の共同所有する土地について概説することを通じて、少数民族からみた土地所有制度の問題点を析出する。3章において、ソロモン諸島民のS集落、N集落の事例から、彼らが現行の土地所有制度のなかにおかれながら、いかにして土地へアクセスしているのか。そしてそうすることでいかに生活基盤を確立しているのかを記述・分析していく。4章において、ソロモン

諸島民が産み出した実践について、とくに広い意味で婚姻を通じて形成された関係の 側面に注目しながら、明らかにしていきたい。

2 フィジーにおける土地所有制度と系譜書

2.1 フィジーにおける土地所有制度

本章では、ソロモン諸島民の土地問題を検討する前段階として、フィジーにおける土地所有制度について整理する。フィジーの土地は所有の形態に応じて、ネイティヴ・ランド(native land)、ステイト・ランド(state land)、フリーホールド・ランド(freehold land)、の3種類に大きく分けることができる(Ward 1997: 247)。こうした区分は大英帝国の植民地期(1874–1970年)を通じて確立されており、大枠として現在にまで受け継がれている。

土地政策の基盤を築いたのは、初代植民地総督のアーサー・ゴードン(Arthur Gordon)である。彼は、フィジー着任前に赴任していた英領ニュージーランドのなかでマオリがおかれた惨状を目にしたことから、先住民問題に関して積極的な関心を抱いていた。フィジーの総督となった彼は、植民地領内の先住民であるフィジー人の人口が急減していたことを憂慮して、先進的な先住民保護政策を敢行した。ことに、土地所有権の確保と維持については厳格な対応を行った。フィジーにおける土地所有権は基本的にフィジー人に属することとし、入植者などのフィジー人以外の人々へと土地所有権が委譲されることで、フィジー人が本国のなかで土地所有権から疎外されたプランテーション労働者へとなりはてることがないよう法律を整備した(Gillion 1962: 6, 18)。

植民地初期に確立されたゴードンの政策は、入植者層からの反発が根強くあったこともあり、一時的な揺り戻しがあったものの、独立後の現在にも引き継がれている。こうしてフィジー人が、国土の83%以上にあたるネイティヴ・ランドを所有する特権的な地位を手にする土台が築かれることとなった。ネイティヴ・ランドは他民族へはもちろんフィジー人のあいだでも売買取引が禁じられた範疇の土地である。また同時に、彼の土地政策はフィジー人のあいだに新たな土地慣行も生み出した。ネイティヴ・ランド・コミッション(Native Land Commission)によるネイティブ・ランドの区画と所有者の確定作業を通じて、現在の土地所有システム—マタンガリが土地を共同で所有する—が確立されたのである。植民地化以前は、頻繁に土地所有権が譲

渡されることがあったし、土地所有単位がマタンガリに限定されることはなかった。さらに、マタンガリに諮ることなく高位の首長が土地を売買する例が見受けられるなど、土地に関する諸々の権利義務関係はより流動的であったことが歴史研究から明らかにされている 10 (France 1969: 120–126)。現在、土地所有をめぐるフィジー人相互の争いが絶えない背景の一端には、こうした複雑で流動的な諸実践を通じて構成されていた土地所有制度が画一化されたことに帰因する弊害であるというのが通説となっている 11 。

ネイティヴ・ランド以外の土地についてみてみたい。ステイト・ランドはいわゆる国有地で、かつては、そして日常的には今でもクラウン・ランド(crown land)と呼ばれることがある。この土地には、植民地期の土地区画事業に際して、すでに土地所有者がいなくなっていたため政府所有とされた土地(クラウン A)と、該当する請求者が名乗りでなかった土地(クラウン B)などが該当する。フィジーの土地全体の約9パーセントがこの範疇にあたる(Ward 1997: 248)。1987年のクーデタを受けてフィジー人のエスニック・ナショナリズムが高揚してからは、それ以前から存在してはいたステイト・ランドの一部をネイティヴ・ランドに返還するべきだというフィジー人の要求がより顕在化したこともあり、この範疇の土地は不安定な権利状態にある¹²⁾。

そして最後に、フリーホールド・ランドがある。この範疇の土地は、個人所有も許され、どの民族であれ自由に売買できる土地で、植民地化以前と植民地期の一時期(1905-1912年)に、主としてヨーロッパ人入植者に売却された土地である。全体の約8パーセントの土地にあたる(Ward 1997: 248)。ステイト・ランドに比べると権利関係の点で安定しているとされるが、フリーホールド・ランドの多くは産業や観光に適した経済的価値の高い土地であることもあいまって、そもそもこの土地が入植者の手にわたった取引方法に詐欺的要素があったのでないかという噂や訴えが絶えず蒸し返されるなど、フィジー人の怨嗟の対象となることもしばしばである。また、フィジー人による買い戻し運動も行われており、一部はすでにフィジー人の手に戻っている(Young 1984)。

以上のような土地所有制度のもと、フィジーで生活している人々はいかにして土地にアクセスしているのであろうか。フィジー人は、先住民としての特権から、フィジーの土地全体のおよそ83%以上にあたるネイティヴ・ランドの土地所有権を自動的に認められているため、基本的に問題にならない(ネイティヴ・ランドの所有権の詳細は次項で議論する)。

ところが、フィジーの総人口のおよそ半数を占めるフィジー人以外の人々からすれ

ば、彼らがフィジーにおいて土地所有権や土地用益権を獲得する方法は非常に限られているといえる。どの民族であれ、フリーホールド・ランドの土地であれば金銭で購うことは可能であるものの、先述したように、観光や農業などの各種産業に適した土地であることが多いため値段が高く、現実的に入手できるのは富裕層に限られている。そのためフィジー人以外の人々は、不法居住区に住むのでなければ多くの場合、ネイティヴ・ランドやステイト・ランドのリースを受けることで土地へアクセスすることになる。リースを受ける限りであれば、民族的な属性は問われることはないのである。

本稿の対象であるソロモン諸島民の場合も同様である。経済的には相対的に貧しい人々が多いこともあり、フリーホールド・ランドを購入できる人は限られているため、原則的にはリースに依存せざるをえない^[3]。だが、一見例外的にみえるかもしれないが、ソロモン諸島民には、リースをしなくても土地へアクセスしている方法がある。それが以下で記述・分析していくフィジー人との婚姻実践を通じた、ネイティヴ・ランドへのアクセスである。

2.2 「フィジー人」であることの定義——ネイティヴ・ランドに対する土 地所有権

フィジー人とネイティヴ・ランドとの特権的関係について、もう少し詳細に検討しておきたい。ネイティヴ・ランドの土地所有権にあずかるためにはフィジー人であることが最低条件となっていると先ほど指摘した。この規定はいっけん明白なようでいて、フィジー人とは誰かという一筋縄ではとけない問題と関係してくる。ましてや、法的に整備するためには、何をもってフィジー人とするのかの形式的定義が必要となることは想像に難くない。

土地所有とかかわるフィジー人としての要件で重要となっているのが、系譜書 (iVola ni Kawabula) への登録という手順である。系譜書とは、フィジー人の戸籍に相 当するもので、フィジー人をヤヴサ(yavusa)、マタンガリ、トカトカ(tokatoka) ――それぞれ、クラン、リネージ、拡大家族に概ね相当する社会的範疇――ごとに分類し、登録する文書である。系譜書へ登録されていることが土地所有権のほか、さまざまな先住民優遇政策を得るための条件とされている(丹羽 2009: 228)。

現在,フィジーは父系社会であり¹⁴⁾,各ヤヴサやマタンガリへの所属や財産の継承も原則として父系を通じて決められる。そのことを反映して,系譜書への登録に際しても、子供は、父方のマタンガリへ登録されることが通常では想定されている。ただ

丹羽 婚姻実践を通じた土地所有権・用益権の獲得

し、同時にこの一般的に想定されたパターンには、例外的な事例が生まれる余地が存在しているのである。

なぜなら、婚前の男女隔離が厳密ではなく、むしろ比較的緩やかであるフィジーのような社会では、婚前の性交渉、及びその帰結としての非嫡出子の存在も珍しくないからである。筆者が調査中に聞き取りを重ねた限りでは、こうしたいわば正規の婚姻という過程を経ずに生まれた子供は、しかるべき手続きを経て、彼らの母親の属するマタンガリの系譜書に登録されることで、運用上対処される事例が多く見受けられる。具体的には、こうした子供たちは母親の父親の子供として――あるいは、これより事例は少ないが母親の兄弟の子供として――系譜書に登録される傾向が強い「5」。

本稿の結論を先取りすると、こうした系譜書への登録に関する隙間を利用し、母方の系譜書に登録されることで、「フィジー人」でなくても、先住民としての土地所有制度の恩恵を被ることができる人々が出現しているのである。ソロモン諸島民は、まさにこうした回路を利用することで土地へのアクセスを可能にしていると思われるのだ。次章から、S集落、N集落の事例を検討することでソロモン諸島民と土地所有権との関係をより具体的に検討していきたい。

- 3 ソロモン諸島民による土地へのアクセス――ラウトカ近郊の S 集落、N 集落の事例
- 3.1 ラウトカ近郊のソロモン諸島民集落——S 集落と N 集落

フィジーにおけるソロモン諸島民は、プランテーションでの契約終了後、フィジー各地を転々として生活した。移民の人口規模が小さかったことから政府の関心を引くことも特になく、別言すれば、生活する土地をはじめとして特別に保護の手がさしのべられることはなかった(Prasad, Dakuvula and Snell 2001)。ソロモン諸島民は、次第に都市の雑業などで生計のすべをみいだしていくようになり、それにともない都市近郊に集落を形成した。ただし、いまでもフィジーの村落部のそこかしこにソロモン諸島民による集落を目にすることができる。ヴィティレヴ島西部にあるフィジー第二の都市ラウトカからバ地方(Ba Province)にかけても、管見の及ぶ限りでソロモン諸島民の集落がふたつ存在している。本章では、これらの S 集落と N 集落に着目していきたい。

両者は複数の来島者の子孫が生活を共有するうちに形成された集落である。両集落

の祖先は、集落の移動史を概ね共有しており、19世紀の終わり頃にソロモン諸島の各地—多くの場合マライタ(Malaita)—から労働移民としてフィジー各地に来島して、まずラウトカ近郊のL集落ついで K 集落にて生活の場を築いていた。彼らの多くはコロニアル製糖会社(Colonial Sugar Refining Company) 16 に雇用されていたという。その後、ラウトカの都市区域の拡大にともない、1900年前後に、その時点で居住地としていた K 集落から N 集落へ移転を余儀なくされ、そして再度、1995年あたりに現在の S 集落へ移転している。移転はまだ完了しておらず、また N 集落に留まる人もいるため、現在ふたつの集落に分かれている状況にある。S 集落、N 集落の土地はともに上記の分類のステイト・ランドにあたり、政府の意向で居住場所が選ばれたとされている(丹羽 2004: 162-163)。

こうしたたびかさなる移転に関する経緯を記録した文書は残されていないが、関係 するソロモン諸島民からの話を総合すると次のようになる¹⁷⁾。N 集落を含めたいずれ の集落もバ地方のサトウキビ栽培地帯に位置していた。すでにプランテーションでの 契約労働から解放されたソロモン諸島民は、この地域で盛んなサトウキビ関連の雑業 の担い手として雇用されることが多かったことから、サトウキビ会社と政府の話し合 いのもとこうした集落が提供された。S集落に移転することになった背景には、ラウ トカの都市開発の拡大にともない政府から立ち退きが打診されたことが発端にあると いう。同時に、N 集落側としても集落の人口密度が高まり、家屋や農地のスペースに も事欠き始めたこともあって、N 集落のソロモン諸島民のなかで中心的な役割を担っ ていた人物が政府と根強く交渉して、コロニアル製糖会社が管轄していたステイト・ ランドへの移転がかなったという。このような 100 年のあいだに 4 回以上の集落の移 転の歴史が物語っているように、彼らのたびかさなる移転は、企業や政府の都合で行 われている側面が強くある。そのため S 集落の多くの人々は今後の移転についても. さらにはそもそも移転先が提供されるのかにさえも憂慮することになる。実際、開発 の進展がおよんだ結果、移転先も明確でないまま立ち退きを余儀なくされるソロモン 諸島民集落は数多く(Halapua 2001: 91–118; Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003: 22– 26)、S集落の人々もこうした他のソロモン諸島民集落の土地問題の動向については、 非常に敏感である。また、このようにつねに生活する土地が問題となるのは、ソロモ ン諸島民のおかれた際立った特徴である(Halapua 2001; Kumar, Terubea, Nomae and Manepora'a 2006; Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003: 22-26; Prasad, Dakuvula and Snell 2001: 7-8)

筆者の調査した時点で、N集落は人口600人(125世帯)ほどで形成され、そのう

ちソロモン諸島民は17人(2世帯)にすぎない規模になっていた。つまり名目上はソロモン諸島民の集落であり続けているものの、実態は集落の人口のほとんどがフィジー人で構成されていた。一方、S集落では人口およそ300人(48世帯)のうちソロモン諸島民は72人(11世帯)にのぼった(丹羽2004:167)。ソロモン諸島民以外の集落居住者に関してみてみると、S集落には、ヴァヌアツ出身の女性2人、インド人の男女各1人―彼らはすべて婚姻を契機にこの集落に移転、定住している―がいる。集落を構成する残りの人々は、すべてフィジー人である。ただし、以下で議論の対象となっていくように、フィジー人といっても「純粋な」フィジー人ではなく、ソロモン諸島民とどこかで血縁上のつながりをもっている者がほとんどである。

各集落の内部はフィジー社会に同化された結果、少なくとも名目上は、フィジー社会と同様に、マタンガリごとに区分されているが、その内実はフィジー人の場合と異なる。フィジー人の場合、マタンガリは、ヤヴサ・マタンガリ・トカトカという父系的なつながりをもつ階層的な社会構造の一部分として組織化されている。また各階層には各単位のリーダーシップをもつ首長が存在している。ことに、マタンガリは、村落内で執り行われる各種の儀礼に際して行動する主要なまとまりとして機能しており、すでに述べたように現代では土地所有の単位ともなっている。

一方で、ソロモン諸島民のあいだに存在しているマタンガリは、多くの場合ソロモン諸島からの来島者を共通の始祖としている人々の集まりという以上の意味はない。フィジー人のそれと同様集落全体で活動する必要があるときにマタンガリ単位で仕事の分担などの割り振りがなされることはあるが、ヤヴサ、トカトカと一体となった階層的な関係は存在しない。また土地所有権も保持していない。(以下では、フィジー人のマタンガリと区分するため、ソロモン諸島民のそれは「マタンガリ」と括弧付きで表記する。)

「マタンガリ」の特徴についてさらにみてみる。メンバーは、来島者を出発点として父系の系譜をたどる人々で基本的に構成されている。「マタンガリ」にはそれぞれ名前があり、始祖のソロモン諸島における出身地名がフィジー語風に訛った形で―フィジー各地にみられる「マタンガリ」名の代表的な例をあげれば、たとえばマラタ(Marata)、カレカナ(Kalekana)、ファタレカ(Fataleka)など――付けられている。ただしソロモン諸島における具体的な地名との照応関係は、実際のところはっきりしていない(cf. 丹羽 2004)。また、フィジー人社会であれば、マタンガリはそれぞれの上位のヤヴサのもとで統合されているが、ソロモン諸島移民集落の場合は、統合されることなく各「マタンガリ」が並列した存在である場合が多いという違いがある¹⁸)。

本稿の対象である N 集落には 5 つの、S 集落には 4 つの「マタンガリ」が存在している。

3.2 土地アクセスへの方法

本節では、ソロモン諸島民が具体的にどのような回路を通じて、フィジーの土地にアクセスしているのか、各「マタンガリ」の具体的事例を分析していく。土地へのアクセスという観点からみると、S集落で生活するソロモン諸島民全員に共通することであるが、彼らは政府から提供された土地(ステイト・ランド)に集落を形成している。そのため、土地のリース料をさしあたり気にすることなく、家屋と菜園――タピオカ(tapioca)やベレ(bele)¹⁹⁾などが好んで植えられている――のための土地を手にするなど、比較的恵まれた条件のもとにいるといえる。

S集落を管轄する人物によると、こうした条件を得ることができたのは、居住する人々の多くが歴史的にサトウキビ会社で雇用されていた人が多かったこと、S集落の位置する土地がそもそもはその会社の資産であったものがフィジー独立時に事実上国有化されたため土地もステイト・ランドとなったことなど例外的な条件が重なったためであるという。政府の報告者や様々な研究書において、ソロモン諸島民集落のほとんどが安定した土地へのアクセスに苦慮している状況が報告されていることをからも、S集落の土地状況は、例外的で恵まれたものであることが確認できる(Halapua 2001; Kumar, Terubea, Nomae and Manepora'a 2006; Ministry of Multi-Ethnic Affairs 2003; 関根 2002)。

しかし、ステイト・ランドといえども、先に触れたS集落にいたるまでのたびかさなる半ば強制的な移転が傍証しているように、生活を営むうえで長期的な展望を描けるような安定した権利関係におかれた土地であるとは言い難い。S集落の中心的な役割を担っているソロモン諸島民の老人が筆者にかつて語ったように、「移転ばかりが多いので、セメント造りの家を建てることもできない」ほどなのだ²⁰⁾。さらに今後の移転を心配する人々は多い。ことに、1987年のクーデタ以降に増加したステイト・ランドのネイティヴ・ランドへの「返還要求」の声が高まっているというフィジーにおける政治的、社会的文脈において、彼らの以上のような不安は増幅されている。筆者の調査中にも、ソロモン諸島民からもっとも繰り返し耳にしたのもその点であった。

以上の状況をふまえ、本稿が対象としているのは、こうした安定的な土地へとアクセスするうえでの困難に直面しているソロモン諸島民が、過去あるいは現在の婚姻実

践をもとにして、より安定した土地の所有権あるいは用益権を得るすべについてである。筆者の考えによると、各「マタンガリ」で細かな状況は異なっているものの、ソロモン諸島民の婚姻形態と系譜書への登録という2点についての分析が要になる。以下ではこの点を念頭におきつつ、順にS集落のB、K、N集落のWそしてS集落のMとW2の「マタンガリ」の事例を記述・分析していく。

1) Bの例

「マタンガリ」・Bの人々の祖先にあたるソロモン諸島民は、ヴィティレヴ島の西側に位置する離島のヤサワ(Yasawa)諸島におけるプランテーションでヤシ栽培に従事していた。契約労働が終了した後に、本島のヴィティレヴ島西部に流れ着き、フィジー人の村落の一角に間借りした時期を挟み、いくつかの集落を転々として過ごしたという。この来島者の子供にあたる世代の人々も同じように移転を重ねて、N集落、ついで S集落へと移動した。現在、Bのメンバーのほとんどは移民の第 3、第 4 世代にあたり、S集落にてさしあたり定住している。本稿の説明の便宜上聞き取りをもとに作成した彼らの系図を掲げると以下のようになる 21 0。なお、先ほど言及した系譜書はフィジーにおいて法的根拠のある文書を意味しており、ここで掲げた系図とは関係がない。

図1の系図からわかるように、世代を重ねるあいだに、Bの男性・女性のどちらもほとんどのメンバーが、フィジー人と婚姻関係を結んでいる。そしてBの女性でフィジー人男性と婚姻した者(9,10,11番)は、夫方居住に従って、S集落から転出して、婚姻相手のフィジー人男性の村落にて生活している。それぞれの婚姻相手は、ヴァヌアレヴ(Vanua Levu)島のブア地方から、ヴィティレヴ島のバ地方及びラ地方(Ra

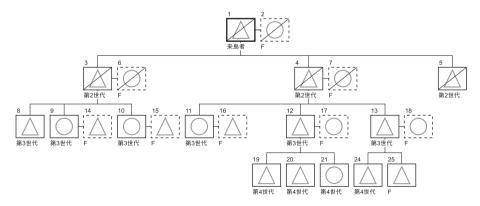


図1 Bの系図 (Fはフィジー人を指す)

Province)までさまざまな出身地の人々からなり、出身村落に共通性はない。ソロモン諸島民には親の取り決めによって婚姻相手を決める慣習は存在しないことを考慮すると、こうした婚姻形態が生まれたのはBの女性たちがそれぞれのライフコースのなかで知り合いとなった人と婚姻関係を結んだ結果であることが伺える。

一方 B の男性の方の結婚相手についてみても、先の女性の場合と同様、その全員がフィジー人である。婚姻相手のフィジー人女性の出身地もばらばらで一貫性はみいだせないが、男性の全員がソロモン諸島民集落に留まり、そこでの生活を選択している点に違いがある。こうした通婚パターンのため、S 集落にて生活している B のソロモン諸島民のほとんどが、2 世代目はフィジー人とのハーフ、3 世代目はクォーターとなる 22)。ただしソロモン諸島民の民族アイデンティティは父方を基本的に重視して決定されているため、B のソロモン諸島民は自称、他称ともにソロモン諸島民となっている 23)。

土地との関係をみていきたい。以上のような婚姻相手の選択状況にあるため、Bの 男性既婚者であれば、フィジー人である妻のマタンガリの許可を得たうえで、さらに 当該マタンガリが使用していない土地があるならば、一定の広さの土地を非公式な形 で借りることができる24)。また、フィジー人の慣行によると、彼らの子供には、母方 を通じてヴァス(vasu)の権利が付与されることになる。ヴァスとは母方オジとのあ いだに生まれる権利義務関係を指し、ある人物が母方のオジの所有物を思うままに要 求できる慣習的権利とされる(Sahlins 1962: 169)。現在. ヴァスの権利として要求で きる物品・労役などの内訳に土地所有権は通常含まれていないものの25). 土地の用益 権に関する便宜を依頼することは可能である。もっとも、S集落において筆者が聞き 取りをした限りでは、ソロモン諸島民はこの権利の存在について熟知しており、ヴァ スの関係にある村落に遊びに行くこと(あるいは子供や孫を滞在させること)はしば しばある一方で、土地の貸し借りを行っている事例までは存在しなかった。さしあた り S 集落で土地はまにあっているからというのが共通した理由としてあげられた。-方で、特に婚姻、葬儀などのさまざまな儀礼的場面に際して、ヴァスの村落を定期的 に訪問しておくことは、将来の展望を見据えてフィジー人と関係構築に寄与する点で 有益であると多くの人が指摘した。

婚出したBの女性はフィジー人の夫方居住の規則に従い、夫方のフィジー人村落で生活していることは先述した。彼女たちは、婚姻関係が解消されない限り、夫を媒介にして安定した土地所有権へのアクセスを確保することができているといえる。たまたまS集落に戻ってきていた女性に質問すると、彼女たちは夫方の村落に土地所

有権をもつことはできないが、夫の死後においても基本的にはS集落に帰還することなく夫方の親族の土地で生活する予定であるし、周囲からもそのように想定されていると、口を揃えて説明していた。場合によっては、ゲレ・コヴコヴ (gele kovukovu)²⁶⁾と呼ばれる土地が未亡人に与えられることさえあったというが、この慣行自体が現在廃れており、筆者が聞き取りをした範囲でこの例に該当する者はいなかった。また、彼ら夫婦の子供は、フィジー人の父系の規則に則って、フィジー人として認知されている。つまり、フィジー人として通常のマタンガリのメンバーシップも与えられ、系譜書に登録されており、したがって平均的なフィジー人と同様に、正式な土地所有権を獲得することが可能となっている。換言すると、フィジー人のもとに婚入したソロモン諸島民女性の子孫は、ソロモン諸島民と母方を通じて血縁上のつながりはもっているものの、あくまで「ソロモン諸島民との血縁もあるフィジー人」として生活していくことになるのである。

2) Kの事例

Kの祖先となるソロモン諸島民(1番)は、ソロモン諸島のホニアラ(Honiara)から来島して、フィジー各地を放浪した後、K集落、N集落を経て、S集落にたどり着いたとされる。祖先の移動経路や職業の詳細については、記憶されていない。

婚姻相手の選択状況については、Bの例と同じで男女を問わず、ほとんどのKのメンバーがフィジー人と婚姻していた。来島した男性に生まれた子供 4人(3, 4, 5, 6番)はフィジー各地を転々として次第に離れて生活するようになるなかで、長女(3番)がS集落を最終的に居住地として選択した。この女性(3番)はヨーロッパ人男性(7番)とのあいだに子供を数名もうけた。いずれの子供も男性であり、そのうち

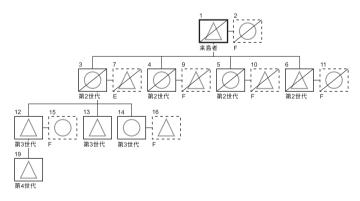


図2 Kの系図(Fはフィジー人, Eはヨーロッパ人を指す)

の1人、ソロモン諸島民第3世代に当たる男性(12番)が、Kの「マタンガリ」のみならず、S集落全体で中心的に活動する人物である。彼の弟(13番)は、生涯未婚で子供を残さなかった。妹(14番)は、フィジー人男性と婚姻して、現在ナンディ(Nadi)で生活している。

系図から分かるように、父方の民族的属性で判断するという通例に従うと、この男性 (12番) はあくまでヨーロッパ人となる。しかし、彼は非嫡出子にあたることにくわえ、容貌にヨーロッパ人的な要素が乏しく、英語ではなくフィジー語を日常の言語としている。また、幼少時に母親及び彼女の親族にあたるソロモン諸島民に養育されたため、筆者の民族アイデンティティに対する問いに対して、ソロモン諸島民としての自己認識を提示していた。

彼にソロモン諸島民と土地にまつわる問題に対する認識について質問してみると、現時点では S 集落の土地の一角を与えられており、さしあたり必要十分であると語っていた。かりに立ち退くことになったとしても、政府も最低限の生活する場所くらいは保障してくれるであろうと楽観的観測を述べた。また、最終手段としては、マニアヴァ(Maniava)集落²⁷⁾に引っ越す手もあると語っていた。彼は息子たちをマニアヴァにしばしば送るなど持続的な関係を構築しようとしている。ただしヴィティレヴ島の内陸部に位置し、一番近い村落からも徒歩で 1 時間以上かかる交通の便が悪いマニアヴァでの生活は楽ではないという理由から、自身は余生を S 集落で送ることにしているという。

ただし、彼自身の複雑な生い立ちと、母方もソロモン諸島民であるため、他のソロモン諸島民と比べてネイティヴ・ランドとの関係が浅いと自覚してもいた。彼自身の妻はフィジー人であるため、彼はもちろん彼の子供たちが妻方の村落を訪問することは、しばしばあるし良好な関係を築いてもいるが、土地のリースは受けていない。なぜなら妻方のマタンガリの所有するヴィティレヴ島東部の村落は、マングローブの群生する低湿地帯のなかにあり、特別な産業も発達しておらず、農地としても優れていないためであるという。さらに、都市部から離れているという地理的条件も妻方のマタンガリの土地を使用する交渉を特に行っていない理由としてあげていた。なお、彼のオジ・オバ(4、5、6番)の子孫とは、これまでの移転がたびかさなってきたこともあり、いまではさほど密な交流関係がないという。

彼の発言は、基本的に、自分たちの生きているあいだの生活場所については楽観的であったが、話が彼の子供や孫の世代に及ぶと必ずしもそうでなかった。図2では省略してあるが、彼には、男性7人、女性2人の子供がおり、そのうち男性3人、女性

2人は既婚者であり、それぞれ子供も産んでいる。この女性2人の夫はラウトカでさまざまな雑業に従事している関係上、彼女たちも夫ともにS集落から婚出していないため、彼の住居はかなり手狭となっている。

彼(12番)によると、居住空間の狭隘化は彼の「マタンガリ」だけではなく S集落全体の将来的問題であると語り、深く憂慮していた。彼自身は、仕事に恵まれ、よきフィジー人妻にも出会えたが、フィジーの国全体の経済発展が順調とはいえない現状を考えると、ソロモン諸島民の次世代の展望については、さほど楽観的ではなかった280。

3) Wの事例

Wの事例におけるソロモン諸島からの来島者は旧都レヴカのプランテーションで契約労働を結んでいた。契約が切れた後、S集落のほかの「マタンガリ」の多くとは異なり、ヴィティレヴの西部から遠く離れたヴィティレヴ島東側に面した離島であるラウ諸島(Lau Islands)のココヤシ・プランテーションで働き始め、そこで子供(3番)に恵まれた。来島者(1番)はハンセン病に罹患したためマコガイ(Makogai)島に隔離され、息子(3番)も療養所で彼の看護をしていたという。彼の死後、2世代目のソロモン諸島民(3番)はソロモン諸島に帰還していたが、第二次世界大戦の勃発にともない、平和な土地を求めてフィジーに戻ってきた。仕事と生活の地を求めてフィジーのヴィティレヴ島の各地で転居を重ねるうちに、いつのまにかN集落にたどり着き、以降移動することなくそこで余生をすごした。

Wの第2世代の男性(3番)は、フィジー人女性と婚姻関係にあったが、両者のあいだには子供は生まれなかった。しかし、婚姻相手となった女性は、このソロモン諸島民の男性(3番)と結ばれる前にフィジー人男性とのあいだに4人の子供を産んでいた。ソロモン諸島民男性(3番)は、婚姻相手の前夫がまだ子供たちが幼い時に亡

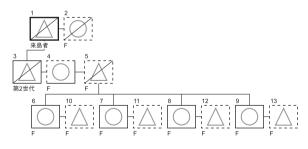


図3 Wの系図(Fはフィジー人を指す)

くなったため、養父として彼らを育てることにしたという。公式的な養子縁組の関係を結んではいなかった。筆者が調査に入った時点では、このソロモン諸島民男性も亡くなっていたが、彼に育てられたという関係性を根拠にして、3世代目にあたる、6、7、8、9番の女性と彼女たちの配偶者が、Wのメンバーとなっていた。彼女たちの配偶者はいずれもフィジー人であった。調査の時点で、長女(6番)と末子(9番)はヴァヌアレヴ島に位置する夫の村落に婚出していた。

養父のラインをたどるとソロモン諸島民3世代目となる彼女たちのうち次女(7番),三女(8番)はいずれも、婚姻後もフィジー人の夫の村落に移転することなく、N集落で生活をしていた。調査によると、その理由は実父であるフィジー人の村落の土地所有権はもとより、夫のマタンガリの土地へのアクセスも否定されているからではない。各人の夫は出身村落にちょっとした畑作を営んでおり、夫を媒介とすることで彼女たちも土地にアクセスすることが可能となっている。N集落に留まっている理由はより実利的なもので、それぞれの夫たちがみなN集落からほど近いラウトカのコロニアル製糖会社で雇用されているからであるにすぎないという。また、夫の村落よりも相対的に都市部の近隣に位置するN集落の方が、教育や仕事の機会に恵まれているため、自分たちはもちろん彼らの子供たちにとっても好条件であるからと説明していた。

上記のような状況であるため現在の W は、ソロモン諸島民と血縁関係にないフィジー人で構成されることになっている。ペイターがソロモン諸島民であることは、明確に意識しているものの、民族的属性を質問した際には、彼女たちはみなフィジー人であると明言していた。

今の世代の \mathbf{W} の人々(7、8番)にとって、 \mathbf{N} 集落は生活の地であるが、彼女たち自身の村落ではない。彼女たちの出身村落はジェニターである亡くなったフィジー人男性の村落であり、その村落のマタンガリのメンバーで、またそれとして系譜書に登録されている。別言すると、日常レベルでは「マタンガリ」・ \mathbf{W} のメンバーであるが、法的には別のマタンガリの系譜書に登録されているということになる。また、いまでは全員が婚姻しているため、彼女たちは出身村落にもまして夫方の村落と密接な関係を結んでおり、少なくもと現時点で土地所有権の問題に悩まされることはなくなっている。

Wの事例は上述のようにメンバーが事実上空洞化しているなど、いまの形態は過渡的なものである蓋然性が高い。ソロモン諸島民のペイターに養育されたという過去の絆から、N集落において生活するすべをみいだしているが、すでにフィジー人とし

ての土地所有も有しているため、夫の仕事の事情などで転居することもありえる。将 来的にはこの「マタンガリー自体が形式的にもなくなる可能性もある。

4) Mの事例

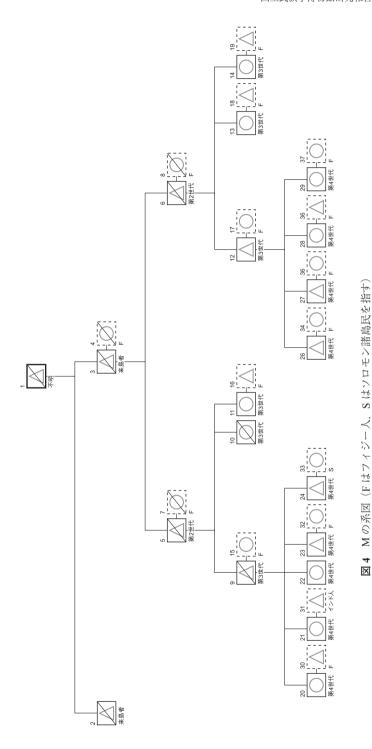
Mのソロモン諸島民の祖先は、ソロモン諸島のマライタから来島したとされる。 ココヤシ・プランテーションで働いていた祖先はラウトカからバ・タウン(Ba Town) のあいだに位置する集落を転々と渡り歩いた後に、N集落に定住した。その頃には、 サトウキビ産業にかかわる雑業に従事していたという。現在S集落に移転して生活 しているのは、彼らの子孫で、第3世代以降の人々になる。

Mの事例で特徴的なことは、上記 1)から 3)までの事例とはまったく異なる形で土地所有権を獲得していることにある。系図をみてみると、ソロモン諸島民男性が世代を重ねるあいだにフィジー人女性と婚姻を重ねていくという点においてに他の事例と違いはない。決定的に異なっている点は、来島者(3番)と婚姻関係に入ったフィジー人の女性(4番)が、彼女の子供たちである第2世代のソロモン諸島民(5番と6番)を、彼女の父親の子として――つまり、彼女の兄弟として――系譜書に登録していることである。

その結果、第2世代及びその子供に当たる第3世代のソロモン諸島民(9, 10, 11, 12, 13, 14番)は、フィジー人の母方のマタンガリ・Fのメンバーとして、母親の出身村落の土地所有権にあずかることが可能となっているのである。別言すると、彼らは「マタンガリ」・Mのメンバーであると同時に、マタンガリ・Fのメンバーともなっているのである。

この効果は絶大で、第3世代のソロモン諸島民男性(9,12番)に生まれたソロモン諸島民第4世代にあたる子供たちも(9番の子:20,21,22,23,24番:12番の子:26,27,28,29番)、曾祖母(4番)のフィジー人村落の土地所有権にあずかることが可能となる。ただし、同じ第4世代にあたる人々のうちでも、3世代目が女性であった場合は(11,13,14番)、Bの事例から示したのと同じように、各人の夫がフィジー人であるため(16,18,19番)、それぞれの第4世代にあたる子供たちは、父方の村落の土地所有権をもつフィジー人として各人の村落において生活している。3世代目のソロモン諸島民女性で終生まで未婚で過ごした者は(10番)、S集落に留まりソロモン諸島民として生活していたという。

この M の例が示しているように、ソロモン諸島民男性と婚姻したフィジー人女性が彼女の子供を自らのマタンガリの系譜書に登録することで、後続世代のソロモン諸



566

島民に土地所有権を与えることが可能となるのである。この権利関係について、ソロモン諸島民はおしなべて理解している。ことに彼らの土地所有権の源泉となっているフィジー人女性(4番)の出身村落は、サトウキビ栽培の盛んな土地であるため、彼らは出身村落と掛け合い、サトウキビ栽培が可能となる土地が自分たちにリースされるよう、マタンガリと交渉している最中であると語っていた。

もっとも土地所有権をもっているとはいえ、母方を通じた系譜書への登録は、フィジー人たちのあいだでなかばイレギュラーな形態として認識されていることもあり、土地所有権に対する発言権は弱い。実際、フィジーの歴史において母方を通じた系譜書への登録は遅くとも1960年から政治問題となっており、彼らの存在をどのように位置づけるかフィジー人のあいだでさえ意見が割れている。また、1987年のクーデタ後にフィジー人のエスニック・ナショナリズムの興隆を受けて作成された1990年憲法では、フィジー人の定義として、系譜書へ登録されていることと並び父系をたどることが従来より一層重視されている。その結果、それまでフィジー人の範疇に含まれていた人―母方がフィジー人で、系譜書に登録されていたソロモン諸島民などもここに入る―が、別の民族の範疇に置き換えられるという例も起きていたほどであった(Robertson 2000: 272–273)。

以上のフィジーの国政に関わる問題は、ローカル社会にも影響を与えている。筆者が滞在していたフィジー人村落の事例では、出身村落の女性がフィジー人以外の男性とのあいだに非嫡出子を産んだとしても、将来的に自己のマタンガリの土地所有権にやっかいな問題をもたらす原因になるとして、その子供たちを系譜書に登録しないという運用上の申し合わせをしている例もあった²⁹⁾。

では、そもそもなぜ M の祖先は系譜書に登録されることとなったのであろうか。 筆者が 4 番のフィジー人女性の出身村落を訪問して、彼女の関係縁者や村落の地主に 聞き取りをしたところ、村落の人口規模も小さく土地を分け与えることに何ら問題も なかった頃には、あまり深い考えもなく、彼らを登録していたという。しかし、村落 人口も増え、土地の権利意識に対して敏感となったフィジー人の村落社会において、 いまでは基本的に考えられないことであると述べてもいた。ただしマタンガリ F の 人たちは、M の人たちを彼らの系譜書から排除したいと考えているわけではない。M の人たちは親族(veiwekani)の一員として大切にしているし、彼らが土地の一部を リースして欲しいという要求に対しても完全に否定しているわけではない。調査の時 点で、たまたま余った土地がなかっただけであると説明していた。実際、リースが終 了した土地がマタンガリに返ってくる予定があり、その際には M の人たちへのリー スも考慮していると述べていた。

5) W2の事例

Mのように、フィジー人と通婚を重ねるあいだに、いずれかのフィジー人女性によってフィジー人の系譜書に登録されたソロモン諸島民の事例についてもう一件みてみたい。本稿の対象としている S 集落、N 集落の「マタンガリ」に限定すると、「マタンガリ」・W2 の人々も 30 、フィジー人の系譜書に登録された結果、土地所有権を入手している人々である。

W2の来島者(1番)は、バ地方でのプランテーションにおける契約労働終了後、近隣の諸村落で雑業に従事しているあいだに、フィジー人の女性(2番)と知り合い婚姻関係に入った。この女性はバ地方の高地に位置する村落の出身者で、彼女は来島者との子供(3番)を自分の兄弟として系譜書に登録した。

W2 は、Kと移転経路を共有しており、K集落、ついでN集落へと生活の地を移している。おそらくN集落に移転したあたりに、移民2世代目のソロモン諸島民男性(3番)は、コロニアル製糖会社における郵便局員の職に就くことができ、ヴィティレヴ島西部を中心に配達業にいそしんでいたという。そうした仕事を通じた広範な移動経験のおかげか、彼はソロモン諸島民の女性(4番)³1)と知り合うことができ、この女性と婚姻関係を結んだ。ソロモン諸島民同士の婚姻という点で、本稿のなかでは珍しい存在である。民族的には第3世代はソロモン諸島民だが、フィジー人のマタンガリに属し、系譜書にも登録された存在となっている。

現在、W2のメンバーはすべてソロモン諸島民第3世代で占められている。3世代目の長男(5番)を中心とする家族はS集落で、次男(6番)を中心とする家族はN集落にて生活を営んでいる。どちらもコロニアル製糖会社で働いている。一番年下の女性(7番)は、ナンロガ・ナヴォサ地方のソロモン諸島民集落に婚出している。

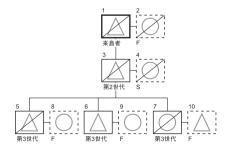


図5 W2の系図(Fはフィジー人, Sはソロモン諸島民を指す)

W2 は、多産な家系であり、第4世代は8人、第5世代は7人の子供を抱えており、彼らが適齢期に達したときに、生活に十分な土地が残されているのかどうか憂慮していた。両者が別々の集落に分かれているのは、子供が多いので広い生活スペースが必要であることや、アクセスする土地の選択肢を増やすためでもあるという。ことに長男(5番)の子供にあたるソロモン諸島民第4世代の人々や、次男(6番)は、現在でこそ8集落の土地を政府から提供されているが、こうした幸運がいつまで続くのかと、土地に対する危機意識が強かった。筆者にも、「フィジー人には政府があり、インド人にはサトウキビがあるが、ソロモン諸島民には何もない。フィジーのなかで一番貧しい民族だ」と、経済的に恵まれていない現状とフィジー政府からの支援が得られていない状況への不満を語っていた320。

W2の人々が系譜書に登録されているフィジー人村落は、Mの事例と異なり、交通の便の悪いヴィティレヴ島の内陸部に位置し、現金収入につながるような産業もない。したがって W2の人々によると、この村落に、時折足を運ぶなどして、地主であるマタンガリの人々と持続的な関係を築いているものの、Mのように積極的にマタンガリに働きかけてリースを受けることもないと語っていた。フィジー人の村落の経済状況は多様であり、マタンガリ・Fの位置する村落のようにサトウキビ畑を多く抱える比較的豊かな例もあれば、サブシステンス水準の経済活動しかできない村落もある。W2のソロモン諸島民が系譜書に登録されている村落は、後者にあたる。W2のソロモン諸島民は、別段フィジー人村落での生活を拒絶されたわけではなく、実際ちょっとした畑作用の農地は与えられており、ことに婚姻や葬儀などの各種儀礼の際や、クリスマスなど大量の根菜類が必要とされる時期には、自らの耕地に収穫に向かうという。先の事例であるMと異なり、よりあからさまな現金収入とかかわっておらず、フィジー人村落の側のスペースにも問題がないため、調査の時点で、彼らのフィジー人村落の土地へのアクセスが問題にされていることはなかった。

4 婚姻実践を通じた土地へのアクセスとその限界

前章の記述・分析に基づいて、ソロモン諸島民の土地へのアクセスについて考察する。しかしその前に、ネイティヴ・ランドの事例を議論するための材料として、フリーホールド・ランドとステイト・ランドへのアクセスについての情報を最初に素描しておく。それにより、なぜソロモン諸島民が本来であればアクセスすることのできないネイティヴ・ランドの所有権獲得に活路をみいだすのか、あるいはそうせざるを

得ない事情がより明確となる。以下で論述する点に関しては基礎的な統計的データが 欠落しているのが実情であるが、筆者が英国国教会の神父やフィジー・メラネシア人 コミュニティ開発協会の代表者たちの説明や多民族問題省(Ministry of the Multi-Ethnic Affairs)から得られた情報と並んで、ヴィティレヴ島のラウトカからナヴア(Navua) までの各地にあるソロモン諸島民集落において、2000年から2002年にかけて聞き取 りしたデータに基づいて記述している。フリーホールド・ランド、ステイト・ランド の順で考察したうえで、節をあらためてネイティヴ・ランドについて述べる。

4.1 ソロモン諸島民からみたフィジーの土地制度

フリーホールド・ランドの場合、フィジーにおける総面積において約8パーセントにすぎないこと、また、平均的ソロモン諸島民の多くは貧困層におかれているため、この範疇の土地を入手しているソロモン諸島民の例は限られている。ヴィティレヴの小都市ナヴア近郊には、フリーホールド・ランドの土地所有権をもつソロモン諸島民集落がふたつ存在している。ひとつは、カトリック教会と英国国教会の両教会が協力しあい、ソロモン諸島民のためにフリーホールド・ランドを購入して、設立された集落であるという。もうひとつは、ナヴアから内陸方面に向かい、比較的奥まった場所に位置する集落で、ソロモン諸島民の窮状に同情した外国人篤志家によって購入・譲渡されたフリーホールド・ランドに設立された集落であった。フィジー・メラネシア人コミュニティ開発協会の代表者によると、こうしたフリーホールド・ランドに土地をもつソロモン諸島民は限られた例である。そしてその限られた例でからも、ソロモン諸島民以外の人々からの援助なしでは、土地の購入自体が覚束なかったことが伺える。

フリーホールド・ランドに比べれば、ステイト・ランドのリースを受けることは、前者に比べて金銭的な負担が少なくて済むことから相対的に実現可能性が高いかと思われるが、本稿の対象とする N、S 集落民のなかにリースを得ている人はいなかった。政府から供与されている土地はステイト・ランドにあたるが、S 集落に至るまでのたびかさなる移転が例証しているように、一時的な滞在場所という側面が根強くあり、長期的な生活の展望を描くには不安定な状況におかれているといえる。さらに 1987年以降、政情不安に改善の兆しがみえないフィジーにおいて、ステイト・ランドの土地をネイティヴ・ランドに返還しようとする動きにつねに左右され、心情的にも安心できる土地ではないと語る人も多い。ここで記したような見解は、時の政府に対する信頼度に応じて異なるであろうが、筆者が 2000 年のクーデタ直後に調査を行ってい

たこともあってか、不信感が強いという印象を受けた33)。

以上、簡単ではあるが、フィジーにおいてフィジー人以外の人々が土地を入手する際に直面する困難について、ソロモン諸島民の視点から記述してきた。この点について、フィジーにおける他の少数民族と対比しつつ、まとめてみたい。フィジーにおいてフィジー人以外の人々が土地にアクセスする方法は限定的といえる。その意味で土地を手に入れる困難は、インド人、ヨーロッパ人や華人などほかの少数民族とも同じであろうが、ソロモン諸島民にとってとくに困難であるのは、彼らの経済的水準が低いためである。そのために、彼らにとってフリーホールド・ランドの一角を購入したり、ステイト・ランドやネイティヴ・ランドのリースを受けることは経済的に限界がある。また、民族単位で集団的な投票行動を起こすという手段などで国政に政治的影響力を行使するほどの人口規模の水準に達していない。フィジー・メラネシア人コミュニティ開発協会などソロモン諸島民のための組織も存在してはいるが、依然として政治的影響力も弱く、フィジーにおける認知度も限られている。ソロモン諸島民としての窮状を訴えかける回路が必然的に限られている点も、以下の方法による土地アクセスを後押しする背景のひとつとして考えられるのである。

4.2 婚姻実践とその分類――婚出型と系譜書登録型

前節で述べたように、経済的な問題を抱えるソロモン諸島民にとって土地にアクセスする方法としてポイントとなるのが、ネイティヴ・ランドの土地である。本節では、冒頭で紹介したハラプアの戦略の提言を分析的に記述してみたい。その際、3章2節で記述分析してきた例から見直すと、具体的にはふたつの方法があることが分かる。まず、もっとも一般的なのは、ソロモン諸島民女性がフィジー人男性のもとに婚出する方法である。先の事例から伺えるように婚姻相手の選択をみたとき、男性女性にかかわらずほぼ全員がフィジー人を相手として選んでいる。

例1のBが典型的であるが、ソロモン諸島民男性のラインに着目すると、土地所有権にあずかるのは事実上不可能である。一方で、ほとんどのソロモン諸島民女性がフィジー人男性と婚姻を結ぶこともあって、彼女の子供より下の世代は、父方のマタンガリに正式に所属し、その系譜書にも登録されたうえで、土地所有権にもあずかるフィジー人として生活していくことができる。通常のフィジー人との違いは、母方からソロモン諸島民の血を受け継いでいるという点にすぎない。男女比がおよそ1対1であると想定するとフィジー人との婚姻という方法は、後続世代の半数は土地問題をあまり気にしなくてよくなるということを意味している。

また、3章では取り上げていないが、N集落には、ソロモン諸島民の3世代目で女子しか産まれなかったり、ソロモン諸島民の男性が一生未婚で過ごしたりあるいは婚姻後にも子供に恵まれなかった結果、「マタンガリ」としては、フィジー人世帯の寄せ集めとなっている例もあった。こうした事例を加えると、後続する世代のソロモン諸島民は、半数以上が「母方をソロモン諸島民とするフィジー人」になっていることが分かる。本稿ではこれを婚出型と呼んでいきたい。

婚出型は、何世代にも通婚関係を通じて作り出されたソロモン諸島民とフィジー人 とのあいだの歴史的に密接な関係を基盤にしている。ソロモン諸島民が移民してきた 当初こそ、彼らの人口の過小性などの外的要因から、両民族の通婚関係は生み出され たという側面も無視できないであろう。その意味で、過去においてソロモン諸島民が どこまで意識的に活用した方法なのか現在残されている資料から明確なことはいえな い。ただし、インド人、ヨーロッパ人などさまざまな民族が存在していたなかで、ソ ロモン諸島民がフィジー人を婚姻相手として意識的にせよ無意識的にせよ優先的に選 択してきたという事実はある。しかも、男性ばかりで占められていた移民当初であれ ばともかく、ソロモン諸島民女性が相対的に増えた後続する世代にあっても、フィ ジー人と結婚する例が圧倒的に多いということは、そこにソロモン諸島民の実践的な 指向性を読み取ることはできるであろう。そして、少なくとも現時点で、冒頭に触れ たフィジー人女性を婚姻相手に選考する戦略として提言される文脈においては、特権 的な土地所有者としてのフィジー人の存在が明確に認識されている。そしてこの戦略 は、現在のソロモン諸島民が、言語、文化的にフィジー人に同化されるのみならず、 「すべてではないにせよわれわれのほとんどが、フィジー人とメラネシア人との通婚 の所産である」 (Fiji Melanesian Community of Suva 1995; cf. Fiji Melanesian Community Development Association 1995) ことを自認までしているソロモン諸島民のおかれた現 状を踏まえて、日常的な実践の積み重ねから形成された関係を貧困問題(土地へのア クセスへの問題)の解決へと戦略的に活用しようと提案であったといえる。

先の引用からもわかるように、現時点で調査をした限りで、ソロモン諸島民側からフィジー人あるいはフィジー文化に対する差別意識はない。筆者が聞き取りをした限りでは、フィジー人の側からのソロモン諸島民への差別意識も希薄である。そもそも文化的にほとんど同化されており、同じ言語を話しており、外見的にもフィジー人と見分けがつかない人が多い。フィジー人にソロモン諸島民に対する差異の認識はあったとしても、彼らとの通婚をさまたげるほどのものではない。実際、そうでなければここまでの規模での通婚は生まれなかったであろう。

もうひとつの方法が、例4のMの例にみられるように、ソロモン諸島民の祖先がある段階でフィジー人の系譜書に登録された事実を利用して、土地へのアクセス手段とすることである。彼らはいわば過去の一時期に、フィジー人の系譜書に書き込まれた事実を利用して、ソロモン諸島民でありながらも土地所有権にあずかることが可能になった人々であるといえる。これは系譜書に登録された人物の後続世代であれば、性別を問わずソロモン諸島民の誰もが利用可能である。また、フリーホールド・ランドやステイト・ランドの土地にアクセスすることに比して、資金の元手がなくても可能であるため、実行しやすい。本稿では、こちらのタイプを系譜書登録型と呼んでいきたい。本稿の対象とするS集落、N集落においては、9の「マタンガリ」――Wの事例のように現在フィジー人だけで構成されているものを除外すると、4「マタンガリ」――のうち半数がこの方法を利用していた。

フィジーにおけるソロモン諸島民全体のどれほどが後者を利用しているのか、統計的なデータは存在していない。フィジーにおけるソロモン諸島民が総人口1万程度で、彼らの集落は40ほどであることを考え合わせると、そのうち本稿の対象とする2集落の事例から2例(ソロモン諸島民の「マタンガリ」の半数)で採用していることから、まったく例外的な活動とまではいえないと推測できよう。実際、こうした事例の存在を、英国国教会の神父やフィジー・メラネシア人コミュニティ開発協会の人々も、フィジー各地のソロモン諸島民集落のそこかしこで耳にしたことがあると、また、フィジーの他民族ではあまりみられないフィジー人とソロモン諸島民とのつながりの強さを示す証拠であるとして誇らしげに語っていた。

ただしどちらにも長所と短所がある。たとえば、系譜書登録型の場合、登録される 先の系譜書が、通常の婚姻であれば父方のマタンガリに登録されるところが、母方の それに登録されている点がある。フィジーの社会組織はヴァスという母方を通じて権 力を行使する余地が存在しているなど柔軟性を備えているとはいえ、基本的に父系社 会であり、母方を通じて登録された人々のマタンガリ内での立場は十全なものとは言 い難い。系譜書登録型の結果として土地所有権にあずかることはできても、首長層の 女性の子供の場合ならいざ知らず³⁴、多くの場合公式的婚姻から生まれた子供と比 して弱い位置づけにある。したがって、婚出型の方が、女性にしか採用できないとい う弱みはあるが、後続世代からすると確固たる土地所有権の道が確保されているとい う利点があることを指摘できる。

いずれにせよ安定した土地へのアクセスという意味で、両方法は、特別な元手もかからず、いずれも実現可能性が高い手段を提供していると考えられる。

4.3 系譜書登録型の限界

これまで系譜書登録型を、過去の一時点に系譜書に登録されたという事実に基づいたソロモン諸島民の土地アクセス法として描いてきた。しかし、この方法が、系譜書への登録を現在行う可能性にも開かれていることについて触れてこなかった。具体的には、現在フィジー人妻と婚姻関係を結んでいるソロモン諸島民男性が彼らの子供を積極的に妻のマタンガリの系譜書に登録することが理論上可能な点である。以下ではソロモン諸島民の土地へのアクセスについて有効な解決法を提示すると思われる系譜書登録型のもつ限界について述べていきたい。

まず、当事者であるソロモン諸島民自身が、自分たちの血縁関係を利用することに対してどこまで積極的であるのか明確でなく、むしろ意見が分かれている点があげられる。これは、3.2 で記述・分析した例から伺えるように、過去に系譜書に登録されていたという事実関係を利用することに対してソロモン諸島民が抵抗感をもっていなかったことと対照的である。

たとえば、3世代目のソロモン諸島民で彼自身、英国国教会の神父である人物は、 以上の点について、次のように述べていた。

母方の親族を使って系譜書に登録するのは、土地を得るためのひとつの手段ではある。でも、それは私生児の場合であって、きちんと結婚した時にすることではない。わたしもフィジー人の女性と結婚しているけど自分の子供は自分の方に登録している。妻の方には登録していない。なぜならわれわれはきちんと結婚した夫婦だからだ。だからわたしの子供は土地をもってないんだよ。

注意する必要があるのは、こう発言する神父自身、過去に系譜書に登録された関係を利用して土地所有権にあずかることには特に否定的感情を抱いていない点である。彼が積極的でないのは、現在生まれている自分の子供を妻のマタンガリの系譜書に登録することに対してである。つまり、正式な婚姻関係という規範意識がそうした行動を躊躇させているといえる。この発言から伺えるように、規範意識が厳密であるソロモン諸島民であればあるだけ、正式な婚姻関係をあたかも非公式の関係とみなしかねない系譜書登録型を自身が採用することに対して否定的な感情を抱いているのである。

さらに、系譜書登録型では妻方のマタンガリとの交渉が必要となり、そのことが別の方向からこの方法の実現を阻害する要因となっている。「マタンガリ」・W2のフィジー人妻は次のように述べる。

たしかに、自分の子供たちが土地なしの人間になるのは、かわいそうだ。けれども、自分の考えで勝手に系譜書に登録することはできない。自分の親兄弟がいい顔をするわけがないし、そもそもフィジー人の伝統(itovo vakavanua)にかかわることをそうした利己的なことに利用してはいけない。

彼女のように自分の子供世代への配慮と所属するマタンガリとのあいだで板挟みとなる人もいるのである。いずれにせよ,実際問題として,いまの段階で土地を得ることを目的に系譜書への登録を妻方の親族に働きかけるには多大な労力が必要とされるし,少なくとも筆者がみるかぎりそうした例はなかった。ただし,S集落内のソロモン諸島民に婚入したフィジー人妻で,自分のマタンガリの了承を得ることなく系譜書に登録した例は目にした。彼女によると,「親族はいい顔をしなかったが,子供がかわいそうだ。自分の子供たちも,そのうちマタンガリに受け入れられるだろう」と語っていた。マタンガリの承認を得ていない以上登録も公式なものとは言い難く,将来,どの程度その子供の権利が配慮されるのか未知数であるが,それでも登録に拘泥した例といえる。

ただし現状としては、「マタンガリ」・Kの女性のひとりのように、もっと端的に、「自分の子供たちは私生児ではないのだから、そうした(系譜書登録型)ことはありえない」とはじめから考慮の埒外においている人も一定数存在していたことも指摘しておかないと公平ではないだろう。もっとも一般的な系譜書登録型とは、むしろ、Mの事例のように過去の系譜関係、すでに確保されている系譜書を利用しつつ自分の子供たちをフィジー人側に登録することであるといえる。過去においては非公式な非嫡出子として系譜書に登録されたものが、長い年月のあいだに肯定的に見直されるようになったのである。同時にソロモン諸島民の婚姻に対する価値観との齟齬から、現在、現実に行う際にその十全な可能性を果たしていないのである。

5 最後に

本稿では、フィジー諸島共和国におけるソロモン諸島民に着目して、国土全体の土地の83%以上をネイティヴ・ランドが占める状況のもと、少数民族としての彼らがいかにして土地の所有権及び用益権を獲得しているのかについて考察してきた。フィジーにいる少数民族のなかでも特別に経済的に貧しいソロモン諸島民にとって、土地へのアクセスは生存にかかわる重要な問題でもあり、それを獲得するために、長年の歴史的経験から婚出型、系譜書登録型といった実践である程度対応していることが明

らかになった。これは、ソロモン諸島民のオピニオン・リーダーであるハラプアが近年提唱した、貧困問題に直面しているソロモン諸島民への処方箋の内実と問題点について明らかにする作業でもあった。

本稿が事例とした S 集落のソロモン諸島民は、他のソロモン諸島民集落と比べて 比較的恵まれた土地を提供されていた。とはいえ、開発の進展などによりたびかさな る移転を余儀なくされ、安定した土地を求める要求が根強くあるという意味では他の 集落のソロモン諸島民と問題関心を共有しているといえる。つまり、多少恵まれた現 状にある彼らであっても、フィジー人と婚姻関係を結ぶことで、彼らの専有物となっ ているネイティヴ・ランドの土地所有権にあずかったり(婚出型)、かりに正規の婚 姻に至っていなくても系譜書に登録された過去の事実を利用することで土地所有権に あずかる実践(系譜書登録型)にみられるように、セイフティネットとしての安全な 土地を求めている点に変わりはないのであった。

前者が行われる背景には、ソロモン諸島民自体の人口が少ないために民族内での婚姻が比較的困難であること、すでにフィジー人文化に同化されているため、あえて婚姻相手としてソロモン諸島民を求めるという意識もないことなどがあげられる。意識的な計算を働かせて、他の少数民族とのあいだに婚姻関係を結ぶ事例がまれであることを考慮すると、少なくともフィジー人との通婚関係は一般的で、婚姻への強い障害となるほどの民族的階層関係が意識されていないといえる。

また、後者はソロモン諸島民が系譜書に登録されている母方の親族関係を利用することを通じて土地所有権にあずかるという、いわば父系的原理に基づくフィジー人社会の隙間を逆手に取った一種独特な方法である。現時点でこの方法を採用することには、非公式的な婚姻関係を利用しているとみなされかねないこともあり否定的な人々も多い。しかし、フィジー人コミュニティと長期にわたる深い関係を結んでいるソロモン諸島民ならば起こりうる系譜書への登録という事態を、過去から受け継がれてきた既得権益として活用している側面があることも指摘した。また、この方法で獲得した土地所有権も正規なそれと比べると弱く、村落の一区画でちょっとした畑作を行う程度なら問題なくとも、サトウキビ畑など金銭的収入とかかわってくる土地に関しては、実際にリースを受けることまで可能かどうかは、土地を所有するマタンガリとの協議に依存するという限界があることも論じた。

いずれの場合にせよ、フィジー人のマタンガリのメンバーになることは、ソロモン 諸島民の「マタンガリ」からではなく、ある意味でフィジー人として生きることを意 味する。ソロモン諸島民としてのアイデンティティと引き替えにしていると思われか ねないような、フィジー人との婚姻を選択したり、系譜書内での位置づけを強調する という彼らの実践は、逆説的に土地所有集団であるマタンガリのメンバーとなること の重要性を示していると考えられる。意識的にであれ無意識的にであれ何世代にもわ たって、フィジー人との婚姻をかなりの高い割合で選択している以上、その実践はあ る程度のソロモン諸島民の戦略性指向性を反映しているのかもしれない。

こうした婚姻実践が生み出された背景には、インド人のように安定した産業に従事し、それを梃子にフィジー社会のなかに布置を固めることもできず、ロトゥマ人のように先住民としての地位が付与されていないため、先住民優遇政策にもあずかることができなかったという、ソロモン諸島民の社会・経済的苦境があげられよう。またなにより、彼らの過少な人口では、選挙を通じて自民族の利害関係を主張するに十分でない。婚姻を通じた土地へのアクセスという方法は、こうした隘路からもっぱら培われてきたのである。

注

- 1) ロトゥマ人は、フィジーの北およそ500キロに位置する島の先住民にあたる人々である。フィジー人とは言語、文化の点で異なっており、ロトゥマ人がフィジー国内の一民族という地位におかれたのは、1881年からである。以降、植民地時代は英領の、独立後はフィジー国家の一部とされている。
- 2) パート・ヨーロピアンとは、フィジー人と主としてヨーロッパ人との混血を指す言葉である。フィジー語で、カイ・ロマ (*kai loma*) と呼ばれ、蔑称的なニュアンスがあるがハーフ・カースト (half caste) と呼称されることもある (Riles 1997; 丹羽 2010: 294–295)。
- 3) フィジーでは、フィジー人行政局の管轄にある居住域は村落(village)とされ、それ以外 は集落(settlement)と呼ばれる。本稿が対象とするソロモン諸島民の居住地はすべて集落 となる。
- 4) 現在のフィジー人やソロモン諸島民のあいだで、ソロモン諸島民は呪術にたけた人々であったというのが定型的な語り口となっている。彼らはさまざまな術をもっていたが、そのうちでも媚薬(draunikau)をもっていたために、ソロモン諸島民の祖先はフィジー人女性を誘惑して、婚姻に至ることが可能となったのだと語られることがしばしばである。
- 5) 1987年フィジー人によるクーデタが発生し、フィジー人エスニック・ナショナリズムが 興隆する中で作成された 1990年憲法において、ソロモン諸島民はフィジー人とは別の集団 として、その他の範疇へ再分類されたのである。この範疇は、ヨーロッパ人、華人などと一括して構成される範疇である。その後 1997年には再度改正された憲法が公布されるが、ソロモン諸島民の位置づけ自体に変化はみられず、現在にいたっている(Prasad, Dakuvula and Snell 2001: 7–8; cf. 丹羽 2010: 296)。なお、この範疇は選挙制度に関わるものであって、土地所有権とは関係しない。
- 6) フィジー・メラネシア人コミュニティ開発協会とは、フィジーにおけるソロモン諸島やヴァヌアツやパプアニューギニアからの移民の末裔によって 1980 年代後半に結成された、メラネシア人の声を代表する協会である (Fiji Melanesian Community Development Association 1995)。構成メンバーのほとんどがソロモン諸島民で形成されている。
- 7) この答申書とは、1997年憲法への結実することになる1990年憲法の改訂過程において、 憲法見直し委員会に提出された文書である。
- 8) フィジーの政治的問題の詳細については、別稿を参照のこと(丹羽 2005)。
- 9) ワイロクはスヴァ近郊にあるソロモン諸島民の集落である。ソロモン諸島民と関係の深い

英国国教会がこの土地をソロモン諸島民のために整備したことが集落発祥の背景としてある。そのため、この集落はフィジーにおけるソロモン諸島民にとってある種中心的な集落として位置づけられている。同集落に関する研究が盛んな理由もそうした歴史的事情によっている。

- 10) また、そもそもフィジー人の社会組織自体が流動的であったこともこうした土地所有単位の曖昧さと関係している。たとえば、マタンガリではなく、拡大家族レベルの社会組織が土地所有単位となっている事例もあるという。フィジーの社会組織については、2.2 も参照のこと。
- 11) ロトゥマ人にもネイティヴ・ランドが存在しているが、既に指摘したように、フィジーの本島から離れた位置にあるロトゥマ島の土地所有権に相当している。そのため本稿で、ネイティヴ・ランドとは、フィジー人の土地の意味に限定して用いている。
- 12) こうした主張が前面に出てくる背景には、クラウン・ランドの土地所有権の区画作業に不備があったことが指摘されている(France 1969: 150)。現在でもしばしば語られるパターンとしては、実際には正式な土地所有者が存在していたものの、何らかの理由で名乗り出る機会がなかったというものがある。
- 13) 大都市圏の内部においては、フィジー人も少数民族同様にリースに依存する必要が生まれる。ただし都市圏在住者も、フィジーのいずれかの土地所有者であり、少なくとも理屈及び心情のうえでは、出身村落の土地は重要なセイフティネットとなっている。
- 14) ヴァヌアレヴ島のブア地方(Bua Province)には、母系社会が存在していたという報告もある(Quain 1948)。その後、フィジー社会の母系制に関する研究は行われていないため明確なことが分からないが、筆者がブア出身のフィジー人数名から聞いた限りでは、現在、ブアも父系社会になっているという。
- 15) 本稿が対象とする事例ではいずれも母親の父親の子供として登録された事例である。筆者が目にした非嫡出子を母親の兄弟の子供として登録する事例は、別の村落の事例である。
- 16) コロニアル製糖会社とは、オーストラリアの製糖会社で、植民地時代からフィジーにおける製糖業で独占的な位置を占める企業であった。フィジー独立後の1972年、フィジーから撤退し、企業としては現在のフィジー砂糖会社(Fiji Sugar Corporation)に引き継がれることになった。
- 17) こうした土地の基本的権利に関わる遣り取りの多くが口約束に依拠しており、文書として保存されていないという手続き上の問題が、ソロモン諸島民集落の土地問題を複雑化させている一端となっているとハラプアは述べている(Halapua 2001: 91-118)。
- 18) そのため各種の村落や集落に設置される行政村長を誰が担うのか,不明確な場合がある。 そうした事例については拙稿を参照のこと (丹羽 2004)。
- 19) ベレはフィジーのローカルな緑菜の一種。日常的に食される。
- 20) N集落, S集落内の多くの家はトタン製であり、セメント建ての家は安定性とステイタスのシンボルとなっている。
- 21) 以下各「マタンガリ」の系図を掲載しているが、これは実際の系譜関係をかなり簡略化したものである。理由は、1) フィジーにおけるソロモン諸島民は小規模な集団であるため個人を特定しやすいのでプライバシーを配慮して、意図的に簡略化する必要があること。ことに、2) ソロモン諸島民(来島者や移民第2世代あたり)は、婚姻相手や性的パートナーを次々と変えることが珍しくなかったし、後述するように、3) 非正規的な土地所有権とも関係してくるため、でもある。なお、系図の作成にあたり、Alliance (version 3.1) のソフトを使用した。記して感謝したい。
- 22) ハーフあるいは、クォーター同士の婚姻の例も目にしたが、本稿のなかでその事例に該当する者は限られている。
- 23) ソロモン諸島本国にいるさまざまな民族のなかには母系社会の民族もあり、このことは一概にあてはまらない。こうした慣行は、おそらくフィジー人との同化の結果身につけたものであると思われる(cf. 丹羽 2004)。
- 24) ネイティヴ・ランドの貸し借りには NLTB(Native Land Trust Board)の仲介を経る必要がある。ここで非公式と記載しているのは、上記の手順を経ることなく、土地を借りている例を意味している。土地所有者であるマタンガリの首長との交渉が必要で、こうした土地の貸借形態は、通常、ヴァカヴァヌア(vakavanua)と呼ばれる。
- 25) 現在,ヴァスの権利はセンシティブな問題で、たとえフィジーであっても濫用してはならないとされることが多い。

- 26) マタンガリ所有地でありながら、相続によって継承された土地以外を指すことば (Capell 1991: 103)。
- 27) ラ地方, トカイマロ (Tokaimalo) に位置する集落。ソロモン諸島民と神話的なつながりがあるとされる土地である (丹羽 2006)。
- 28) こうした状況を改善するための一端として、彼は S 集落のための基金集めを目的として、 ソロモン諸島民の独立祭りまで企画した。この出来事について別稿を参照のこと(丹羽 2004)。
- 29) ただしバ地方の筆者が調査に足を踏み入れた別の村落では、より柔軟な対応を依然として とっていた。非嫡出子をどう扱うのかは、村落の首長やマタンガリのリーダーの意向によっ ても左右される。国の指針が厳密に適用されている訳では必ずしもない。
- 30) この「マタンガリ」・W2 は事例 3 の W とは同名であるが、別の「マタンガリ」である。 別の来島者を「マタンガリ」の創設者としてもっている。
- 31) 彼女はフィジー生まれのソロモン諸島民である。いわゆる純血ではないといわれているがこの点、インフォーマントの記憶も明確ではなかった。
- 32) この発言は、筆者が訪問したどこのソロモン諸島民も口にしていた定型的な語りである (cf. 丹羽 2004)。
- 33) 2006 年 12 月には、先住系だけではなく、フィジーで生活する人々すべてのためのフィジーの設立を主張する軍司令官によって、史上 4 度目のクーデタが起こされている。その後の状況を踏まえたうえで、この点については、ソロモン諸島民のさらなる調査が必要とされるであろう。
- 34) 彼はヴァス・レヴ (vasu levu) と呼ばれ、母方の村落で多大な権力をもつ存在となることができる。

文 献

Capell, A.

1991 The Fijian Dictionary. Suva: Government Printer.

Fiji Melanesian Community Development Association

1995 Fiji Melanesian Community Development Association Submission to Constitution Review Commission 1995.

Fiji Melanesian Community of Suva

1995 Paper Submitted to Constitutional Review Commission in 1995.

France, P.

1969 The Charter of the Land: Custom and Colonization in Fiji. Melbourne: Oxford University Press.

Gillion, K. L.

1962 Fiji's Indian Migrants. Melborne: Oxford University Press.

Goverment of Fiji

1989 Report on Fiji Population Census 1986. Suva: Bureau of Statistic.

Halapua, W.

1987 Matata: Solomonis in Town. In L. Mason and P. Hereniko (eds.) In Search of a Home, pp. 41–55. Suva: University of the South Pacific.

2001 Living on the Fringe: Melanesians in Fiji. Suva: University of the South Pacific.

Kamikamica, J.

1997 Fiji Native Land: Issues and Challenges. In Brij Lal and Tomasi Vakatoka (eds.) Fiji Constitution Review Commission Research Papers: Volume 1 Fiji in Transition. Suva: School of Social and Economic Development, University of the South Pacific.

Kumar, S., T. Terubea, V. D. Nomae and A. Manepora'a

2006 Poverty and Deprivation among Ethnic Minorities in Fiji: The Case of Ni Solomoni and Rabi Islanders. Fijian Studies: A Journal of Contemporary Fiji 4(1): 125–142.

Kuva, A.

1971 The Solomons Community in Fiji. Suva: South Pacific Social Sciences Association.

Ministry of Multi-Ethnic Affairs

2003 Poverty in Indo-Fijian and Minority Communities of Fiji. The National Advisory Council Cabinet Sub-Committee Report on Poverty, 2002. Suva: Government of Fiji.

Moore, C.

1992 Labour, Indenture and Historiography in the Pacific In Brij Lal (ed.) *Pacific Islands History: Journeys and Transformations*, pp. 129–148. Canberra: The Journal of Pacific History.

Munro, D.

1994/5 Debate on the Queensland Labour Trade. *The Journal of Pacific Studies* 18: 105–109. 丹羽典生

2004 「フィジー諸島共和国におけるソロモン諸島民の現在――ヴィティレヴ島西部 S 集落 の事例から」『社会人類学年報』 30: 161-173。

2005 「フィジー— フィジー人とインド人の共存」綾部恒雄監修,前川啓治・棚橋訓編『講座ファースト・ピープルズ— 世界先住民の現在 第9巻 オセアニア』pp. 269-282,東京:明石書店。

2006 「起源神話と土地所有――フィジー, ラ地方におけるソロモン諸島移民の集落 M を事例として」第 40 回日本文化人類学会発表要旨, 東京:東京大学。

2009 『脱伝統としての開発——フィジー・ラミ運動の歴史人類学』東京:明石書店。

2010 「フィジー——多民族国家のなかで」立川武蔵・安田喜憲監修, 片山一道・熊谷圭知編『朝倉世界地理講座 大地と人間 第15巻 オセアニア』pp. 290-301, 東京:朝倉書店。

Overton, J.

1989 Land and Differentiation in Rural Fiji. Canberra: National Center for Development Studies, Research School of Pacific Studies. Australian National University.

Prasad, S., J. Dakuvula and D. Snell

2001 Economic Development, Democracy and Ethnic Conflict in the Fiji Islands. unpublished manuscript.

Quain, B.

1948 Fijian Village. Chicago: The University of Chicago Press.

Riles, A.

1997 Part-Europeans and Fijians: Some Problems in the Conceptualization of a relationship. In Brij Lal and Tomasi Vakatora (eds.) Fiji Constitution Review Commission Research Papers: Volume 1 Fiji in Transition, pp. 105–129. Suva: School of Social and Economic Development. University of the South Pacific.

Robertson, R.

2000 Retreat from Exclusion? Identities in post-coup Fiji. In A. H. Akram-Lodhi (ed.) *Confronting Fiji Futures*. Canberra: Asia Pacific Press.

Sahlins, M.

1962 Moala: Culture and Nature on a Fijian Island. Ann Arbor: the University of Michigan

関根久雄

2002 「『ブラックバーディング』は終わらない——フィジーにおけるソロモン諸島系住民の 『階級性』とその表象」塩田光喜編『島々と階級——太平洋諸島諸国における近代と 不平等』pp. 207–237,東京:アジア経済研究所。

Tapu, T.

1987 The Solomonis of Ovalau. In L. Mason and P. Hereniko (eds.) In Search of a Home, pp. 27–40. Suva: University of the South Pacific.

Thomson, P.

1999 Kava in the Blood: A Personal and Political Memoir from the Heart of Fiji. Auckland: Tandem Press.

Ward, G.

1997 Land in Fiji. In Brij Lal and Tomasi Vakatora (eds.) Fiji Constitution Review Commission Research Papers: Volume 1 Fiji in Transition. Suva: School of Social and Economic Development, University of the South Pacific.

丹羽 婚姻実践を通じた土地所有権・用益権の獲得

Ward, G. and E. Kingdon

1995 Land Custom and Practice in the South Pacific. Cambridge: Cambridge University Press.

Whonsbon-aston, C. W.

1970 Pacific Irishman: William Floyd Inaugural Memorial Lecture. Sydney: Australian Board of Missions.

Young, John

1984 The Lovoni Land-purchase Project: A Case Study in Native Fijian Agricultural Development. South Pacific Forum Working Paper No. 2. Suva: South Pacific Forum.